

対象事業場が拡大し、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に！

## 業務改善助成金の概要

業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げ、業務の効率化や生産性の向上に資する設備投資等(設備投資の例 **A**、助成金受給要件 **B**)を行った場合に、その費用の **9割**または8割(下記 **E**)を助成するものです。

また、助成上限額は、コース区分及び引き上げ労働者数(下記 **C**、**D**)に応じて**最大600万円**です。

なお、30人未満の事業場に対する助成上限額は、(赤字)に引き上げられます。(例：1人、30円コースで30人未満は、上限額60万円です。)

## 拡充のポイント

- 対象となる事業場の事業場内最低賃金と高知県最低賃金(現行853円)の差額が30円以内から**50円以内に拡大**。
- **50人未満の事業場**については、**賃金引き上げ後の申請が可能に!**  
\* 賃金を引き上げた後であっても実績を添付して申請が可能になりました。  
(賃上げ対象期間：R5.4.1からR5.12.31)
- 引き上げる労働者の最も低い賃金額が853円から899円であれば 助成率9割  
900円から903円であれば 助成率8割

### A 業務の効率化につながる設備投資等の費用を助成例

業務が改善することが必要ですので例を含めて事前にご相談ください。

【POSレジ、釣銭機、券売機】

対応時間の短縮



【業務用電気機器、配膳用ロボット】

調理等の効率化



【勤怠・給与管理ソフト】

勤怠・給与計算の効率化



【電動リフト・特種(8ナンバー)・福祉車両】

生産性向上、作業時間の短縮



【HP作成・ネット予約決済】

生産性向上、受付時間の短縮



【フォークリフトなど】

作業時間の短縮



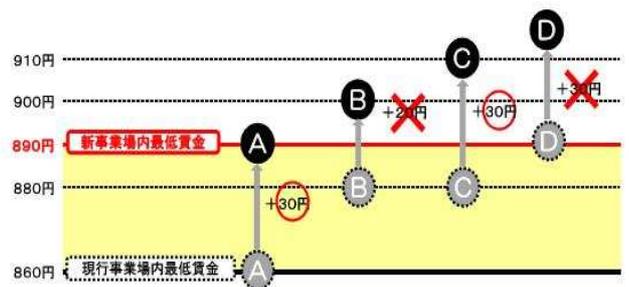
### B 助成金受給要件 (高知県最低賃金853円) 令和5年9月現在

- 高知県最低賃金との差額50円以内(現行の最賃では、853~903円)の労働者を使用していること。
- 事業場内の最低賃金を30円以上引き上げること。
- **50人未満の事業場は本年4月1日以降に既に引き上げた後でも申請可能です。**
- **業務の改善(設備投資等)の実施は交付決定後に行う必要があります。**
- **パート、アルバイトなど引き上げる労働者の労働時間が相当短い方も対象となります。**

### C 引き上げ労働者数の考え方

<例:事業場内最低賃金860円を30円引き上げる場合>

■ 引上げ人数は2名とカウント



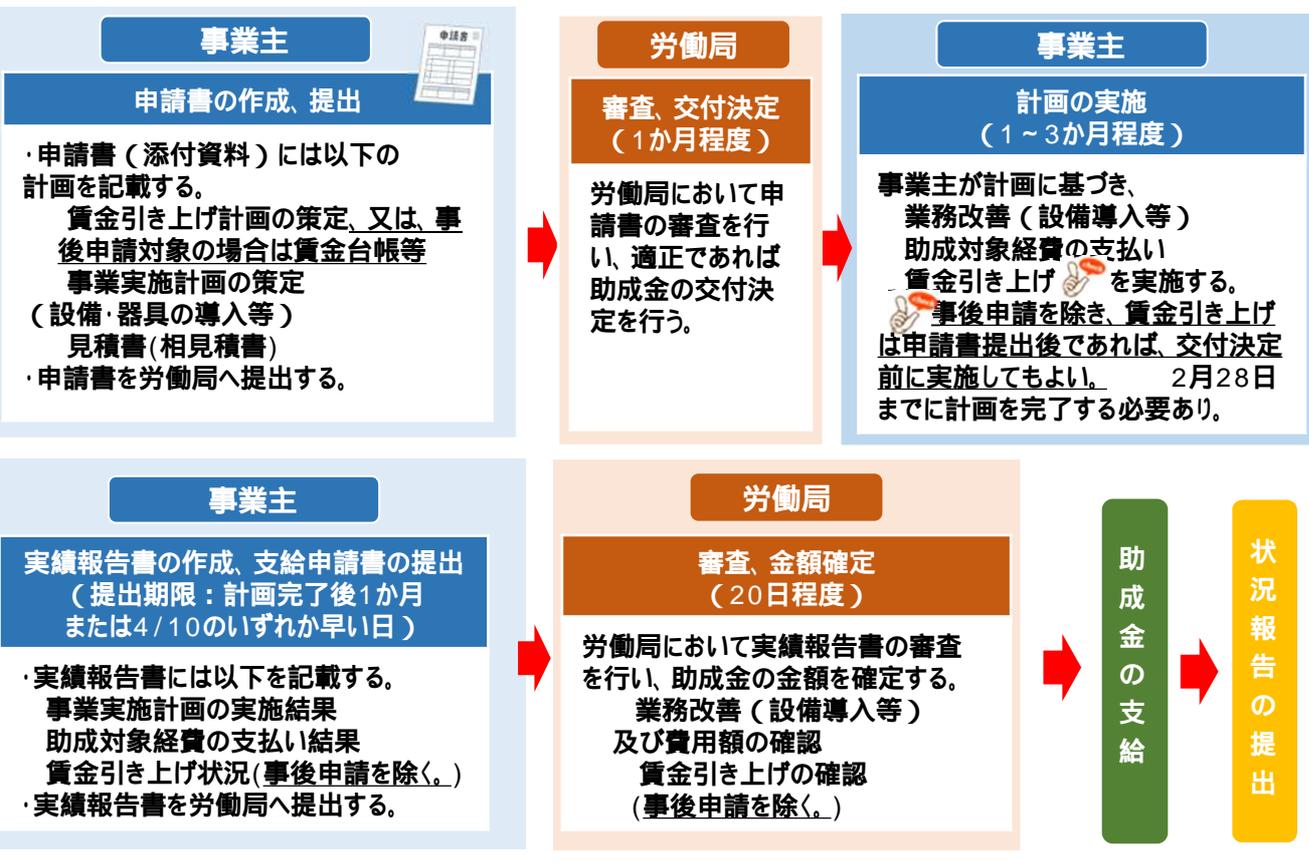
### D 賃金を引き上げる労働者数及び助成上限額 単位:万円

(赤字)内は事業場規模30人未満の場合の上限額

| コース区分 | 賃金を引き上げる労働者数及び助成上限額 単位:万円 |          |          |          |          |
|-------|---------------------------|----------|----------|----------|----------|
|       | 1人                        | 2~3人     | 4~6人     | 7人以上     | 10人以上    |
| 30円   | 30(60)                    | 50(90)   | 70(100)  | 100(120) | 120(130) |
| 45円   | 45(80)                    | 70(110)  | 100(140) | 150(160) | 180(180) |
| 60円   | 60(110)                   | 90(160)  | 150(190) | 230(230) | 300(300) |
| 90円   | 90(170)                   | 150(240) | 270(290) | 450(450) | 600(600) |

### E 助成率

引き上げる労働者の最も低い賃金額が  
853~899円であれば、**助成率: 9/10(90%)**  
900~903円であれば、**助成率: 8/10(80%)**  
\* でも生産性要件を満たせば、**9/10(90%)**



**特例事業者**

次の または のいずれかの要件を満たす事業者は、助成対象経費が拡大されます。

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

**生産性向上に資する設備投資**

- ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

さらに、上記の助成対象経費に加え「関連する経費」も新たに助成対象となりました。

**関連する経費**

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



**生産性向上に資する設備投資**

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入

**関連する経費**

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施  
 関連する経費とは  
 生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

